

2008 年 7 月 2 日

加盟団体長様

財団法人全日本ろうあ連盟
福祉対策部長 松本 正志

「ねんきん特別便」年金記録の確認について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、社会保険庁では年金記録の確認のために、障害年金受給者に対しては、5 月末から「ねんきん特別便」を各個人宛てに郵送しています。また現役加入者へも順次郵送されています。

社会保険庁ではすべての人が年金記録の確認が行えるように進めているとのことですが、特に障害者への周知のために広報資料を作成しています。

つきましては、貴会の新聞やホームページへの掲載、また各種の集まりの際にご本人に配布するなど、ご活用いただき周知へのご協力をお願いいたします。

なお、「ねんきん特別便専用ダイヤル」は電話のみです。F A X 番号については専用番号がありませんので、別添の社会保険事務所一覧で F A X 番号をご確認の上、お近くの社会保険事務局へお問い合わせください。

(参考添付)

- 1 周知広報チラシ（聴覚障害者の方を支援する関係者用）
- 2 周知広報チラシ（聴覚障害者本人用）
- 3 周知広報チラシ（現役加入者用）
- 4 地方社会保険事務局・事務所住所一覧

周知・広報する際のポイント・留意点 (社会保険庁からの文書より)

周知・広報いただく際には、以下の点について、御協力・御配慮いただけるよう留意願います。

ア 「ねんきん特別便」が送付されたら、年金加入記録に漏れや間違いがないか十分に確認の上、社会保険庁に回答していただく必要があります。

イ 住所や氏名の変更手続きが済んでいない場合は、速やかに手続きをとっていただく必要があります。

ウ 平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、以前の記録が統合されていないことがあるため、記録を確認していただく必要があります。

エ 不明の点等があれば「ねんきん特別便専用ダイヤル」又は最寄りの社会保険事務所等にお問い合わせください。

オ 内容を確認するに当たって支援が必要な方に対しては、必ず一度、「ねんきん特別便専用ダイヤル」又は最寄りの社会保険事務所へお問い合わせいただくよう注意喚起してください。

カ 聴覚障害者の方々に対しては、「コミュニケーション支援が必要な方は、事前にその旨ファクシミリ等により最寄りの社会保険事務所にお問い合わせ してください」との点を伝えてください。

以 上